

## 【譲渡】 証 明 書

平成 29 年 月 日( )

### 依頼人

住 所：埼玉県蕨市錦町1丁目12番40号アーバンラフレ戸田910号室  
氏 名：株式会社三種町浜田北発電所 代表取締役 堀田 成

### 証明者

住 所：秋田県能代市字長崎194番地9  
氏 名：荒川 信盛



証明者は、下記の【土地】について、依頼人に対して【譲渡】する用意があることを証明致します。

但し、依頼人が、再生可能エネルギー特別措置法（以下「再エネ特措法」といいます。）に基づく設備認定の取得ができない場合、電気事業者による系統連系の承諾を得ることができない場合は、この限りではありません。

なお、証明者は、本証明により【譲渡】義務を負うものではありません。また、本証明書を再エネ特措法に基づく設備認定申請の目的以外に使用した場合は、この証明書の効力は消滅するものとします。

本証明書によって第三者に損害を与え、当該第三者に対して賠償義務を負う場合は依頼人において損害を賠償するものとし、証明者は一切の責任を負いません。

### 記

#### 【土地の場合】

所 在： 秋田県山本郡三種町浜田字大平  
地 番： 58 番 54  
地 目： 山林  
地 積： 1166 平方メートル

以上